



宮崎労働局発表
令和2年6月30日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部職業対策課
(担当)
職業安定部長 大原 竜太
職業対策課長 早瀬 幸則
(電話) 0985-38-8824

宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について

～2週間を目指すこととしている支給決定までの
平均処理日数が11.7日になっています～

宮崎労働局（局長 名田 裕）は、このほど新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況を、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

県内の多くの事業者の雇用維持に向けたご配慮により、雇用調整助成金の利用が急速に広がっているところであり、宮崎労働局においては、引き続き2週間以内の支給決定を目指して、審査体制の拡充などの取組を実施します。

【雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数】（6月26日現在速報値）

- 支給申請件数（①）：1,682件
- 支給決定件数（②）：1,076件
- 支給決定率（②／①）：64.0%
- 休業対象労働者数（延べ人数）：15,025人
- ※ 全国の支給申請件数（③）：281,466件
支給決定件数（④）：179,452件
支給決定率（④／③）：63.8%

【6月8日～12日に受理（363件）した申請の処理状況】（6月26日現在速報値）

- 支給決定を行ったものの平均処理日数：11.7日（最短処理日数：7日）
- 2週間以内の支給決定件数：231件（63.6%）
- 1週間以内の支給決定件数：7件（1.9%）
- ※ 4月に受理した申請（35件）で支給決定を行ったものの同日数：25.1日
- ※ 5月に受理した申請（472件）で支給決定を行ったものの同日数：10.4日
- ※ 平均処理日数は、土日を含めた日数。
- ※ 雇用保険被保険者以外の方を対象にした緊急雇用安定助成金を含む。

※ 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金について、大幅に助成率の引上げを行うとともに、手続きを簡素化しています。

【参考】

週ごとの宮崎労働局における雇用調整助成金の
申請件数及び支給決定までの平均処理日数
(令和2年6月26日現在速報値)

期間	申請件数 (件)	支給決定までの平均処理日数 (日)
5月11日～15日	85 (+254.2%)	9.7
5月18日～22日	107 (+25.9%)	10.2
5月25日～29日	239 (+123.4%)	10.0
6月1日～5日	241 (+0.8%)	13.1
6月8日～12日	363 (+50.6%)	11.7

※括弧内は、前週比増減率